

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成30年11月14日	
【会社名】	株式会社関門海	
【英訳名】	KANMONKAI Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 田中 正	
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江二丁目3番3号	
【電話番号】	06(6578)0029(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長 岩本 匡史	
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区北堀江二丁目3番3号	
【電話番号】	06(6578)0029(代表)	
【事務連絡者氏名】	経営支援本部部長 岩本 匡史	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	200,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	500,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。

(注) 1. 本新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、平成30年11月14日（水）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	500,000株	200,000,000	100,000,000
一般募集			
計（総発行株式）	500,000株	200,000,000	100,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は100,000,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
400	200	100株	平成30年11月30日		平成30年11月30日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、金融商品取引法による届出の効力発生後、当社との間で引受契約書を締結し、その定めるところに従い、引受けの申込みを行い、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、なお、上記申込期間内に申込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権いたします。また、この場合、再募集は行いません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社関門海 経営支援本部	大阪市西区北堀江二丁目3番3号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町二丁目2番1号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,000,000	3,000,000	197,000,000

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額の内訳は、割当予定先調査費用、登記費用、弁護士費用、その他手数料等であります。

#### （2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
設備投資資金 「玄品」リブランドに伴う既存基幹店舗の改装資金	197,000	平成31年3月～平成32年9月

（注）1．調達した資金につきましては、上記使途に充当する計画ですが、実際に支出するまでの期間、当社の預金口座にて保管いたします。

2．本第三者割当増資による調達資金の具体的な使途につきましては、以下のとおりであります。

当社では、更に当社事業を継続的に発展させていくためには、当社主力事業であるとらふぐ料理店「玄品ふぐ」のブランド価値を社内外において高めることが必須と考え、「玄品ふぐ」の屋号を「玄品」にリブランディングし、「玄品」のブランド価値を最大限に磨き上げ、冬季のみならず年間を通じて繁盛する店づくりを目指しております。

当社では、リブランディングは、「サービス」「商品」「空間」を当社の想い描くものとするにより成功に導かれると認識しており、そのうち「空間」に関しては、より心地よい空間を提供するため既存店舗の改装に着手しており、平成30年8月には「玄品 本町」（大阪府中央区）を、平成30年9月には「玄品 祇園」（京都市東山区）の改装を実施しました。特に、インバウンド観光客の来店割合が高い祇園や大阪・東京の既存基幹店舗（大阪1店舗、東京3店舗）を先行的に改装することにより、季節を問わずご来店いただけるインバウンド観光客の需要を確保できるとともに、お客様を通じリブランディングされた「玄品」ブランドを海外へも発信され、今後の「玄品」の海外進出もより円滑に行えることとなると考えております。

よって、本第三者割当増資により調達した資金は、平成31年3月以降平成32年9月までに改装を予定している「玄品 法善寺」（大阪府中央区）及び東京の既存基幹店舗のうち先行して改装する1店舗の改装資金に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

名称	M & A グローバル・パートナーズ株式会社
本店の所在地	東京都港区新橋五丁目13番5号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 早川 良一
資本金	5,000万円
事業の内容	企業再生再編事業
主たる出資者及びその出資比率	株式会社ストライダーズ 100%

(注) M & A グローバル・パートナーズ株式会社(以下、「MAGP」といいます。)に割り当てる予定の当社普通株式500,000株(払込金額の総額200,000,000円)のすべてについてその引受と総額払込の意向表明を受けておりますが、そのうち、325,000株(同130,000,000円)の払込みは、MAGPが親会社である株式会社ストライダーズ(以下、「ストライダーズ」といいます。)から調達する資金によりますが、残りの175,000株(同70,000,000円)の払込みは、Partnership Advisory Limited(パートナーシップ アドバイザリー リミテッド)(以下「PAL」といいます。)及びアドミラルキャピタル株式会社(以下、「アドミラル」といい、PALとアドミラルを総称して「匿名組合員」といいます。)を匿名組合員とし、MAGPが営業者として各匿名組合員との間で締結する匿名組合契約(商法第535条に規定された匿名組合契約をいいます。以下「本件匿名組合契約」といいます。)に基づき各匿名組合員から調達した匿名組合出資金(PALから金66,500,000円、アドミラルから金3,500,000円)により実行することとします。

なお、PALは香港(22NDFloor, Infinitus Plaza, No.199 Des Voeux Road Central, Hong Kong)に所在する投資会社であり、代表者は林少新氏であります。

また、アドミラルは東京都千代田区内幸町一丁目3番3号に所在する投資ファンドの管理・運用会社であり、代表者は木下玲子氏であります。

## b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当該事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式を16,700株保有しております。
人事関係		当該事項はありません。
資金関係		当該事項はありません。
技術又は取引関係		同社の親会社である株式会社ストライダーズの株主優待制度にて、当社店舗で利用できる優待券を使用させていただいており、平成30年3月期における売上高は6,401千円であります。

(注) 当社と匿名組合員であるPAL並びにその代表者との間に記載すべき出資関係、人事関係、資金関係及び技術又は取引等関係はいずれもありません。

また、当社と匿名組合員であるアドミラル並びにその代表者との間に記載すべき出資関係、人事関係、資金関係及び技術又は取引等関係はいずれもありません。

## c. 割当予定先の選定理由

## (1) 本第三者割当増資の目的及び理由

当社は、「食で明るい未来実現に貢献する」という企業理念に基づき、とらふぐ料理店「玄品」の運営を主力事業としております。

当社は、過剰投資や多角化により一時債務超過に転じておりましたが、平成23年12月に代表取締役社長に田中正が就任して以降、主力事業である「玄品ふぐ」事業への原点回帰を柱とした事業基盤の再構築を推し進めました。提供する商品のクオリティー向上、付加価値の高い商品の提供、従業員の待遇改善や新たな次世代の人材が成長する組織づくり等を行った結果、インバウンド観光客の来店増加等の効果もあり、既存店舗を中心に収益が改善しました。その結果、平成30年3月期の営業利益は197百万円となり、田中社長が代表取締役に就任する直前の平成23年11月期（平成24年から3月に決算期変更）の56百万円と比べ、営業利益は大幅に増加するに至りました。また、平成24年5月、平成26年9月、平成28年7月と3度に渡る第三者割当増資により合計で約11億円を調達し、当該調達資金を収益体質の確立のために使用するとともに、債務超過を脱却して平成30年3月期の純資産を865百万円とするまで財政状態を改善することが出来ました。

このような状況下において、当社では、更に当社を発展させていくためには、「玄品ふぐ」のブランド価値を社内外において高めることが必須であると考え、「玄品ふぐ」の屋号を「玄品」にリブランディングし、「玄品」のブランド価値を最大限に磨き上げ、冬季のみならず年間を通じて繁盛する店づくりを目指しております。このリブランディングの推進力を高めるため、これまで社内で中心的に「玄品」ブランド確立の準備を行ってきた当社創業者である故山口聖二氏の一族である山口久美子が、平成30年6月に代表取締役社長兼CEOとして新たに就任し、田中正は代表取締役会長兼CEOとなりました。

山口社長は、上記のとおり「玄品」へのリブランディングを最重要施策として掲げており、社長就任以降、商品の更なる品質向上、顧客ニーズに沿ったグランドメニューの見直し、とらふぐ以外の新たな食材の提供、人材育成の視点にたった組織構築を開始しております。このほか、心地よい空間を提供するため既存店舗の改装にも着手し、平成30年8月には「玄品 本町」（大阪中央区）を、平成30年9月には「玄品 祇園」（京都市東山区）の改装を実施しました。当社では、特に、インバウンド観光客の来店割合が高い祇園や大阪・東京の既存基幹店舗を先行的に改装することにより、季節を問わずご来店いただけるインバウンド観光客の需要を確保できるとともに、お客様を通じリブランディングされた「玄品」ブランドが海外へも発信され、今後の「玄品」の海外進出もより円滑に行えることとなると考えております。よって、本第三者割当増資により調達した資金は、上記、大阪・東京の基幹店舗の改装資金の一部に充当する予定であります。

なお、設備投資資金を確保するにあたり、平成30年6月及び7月に社債（金融機関保証付及び適格機関投資家限定。いわゆる私募債）を発行し、2億円を既に調達しており、既存店舗の改装資金等へ順次充当しております。しかし、当社の有利子負債残高は平成30年10月末現在で2,836百万円あること、また、全ての金融機関借入（残高2,636百万円）はシンジケートローン契約を締結していること、さらに、先日、新規社債（私募債）を発行した状況下においては、運転資金として利用予定の貸出コミットメントに係る借入未実行残高（平成30年10月末現在104百万円）以外は機動的な借入を実施しにくい状況にあります。このため、財務体質の更なる強化のため資本性の資金調達により自己資本を増強することは、今後の借入等の新規調達を行っていく上でも金融機関交渉により有利に働くものと判断いたしました。よって、資本性の資金調達を実施することとし、最近における当社株式の流動性や証券市場での認知度から勘案して、当社の状況下では公募増資等広く投資家からの資金を調達することの成否が不明瞭であることから、新株発行による第三者割当増資を選択いたしました。

## (2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当増資の割当予定先として、MAGPを選定いたしました理由は、以下のとおりです。

当社とMAGPは、当社代表取締役会長兼CEOである田中正が平成23年に当社代表取締役社長に就任し、経営再建を実施していく際にコンサルティング全般を請け負っていただき、また、当社が平成28年に実施した第三者割当増資の際に新株式を引き受けていただいた経緯があります。具体的には、当社の第1次中期経営計画、早期債務超過の解消と財務体質の強化、金融機関への返済計画等をMAGPのアドバイスのもと策定・実行し、その結果、第1次中期経営計画である「再建計画」を達成することができ、経営の基盤固めを行うことができました。その後も、MAGPには、上海徳威企業発展有限公司をご紹介していただき、同社に当社インバウンド戦略、アウトバウンド戦略及び「玄品」の今後の中国展開に向けご協力いただくとともに、同社の100%子会社である徳威国際発展有限公司（英語名：D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED）には当社の株主（平成30年9月30日現在80,000株所有）になっていただいております。加えて、MAGPの親会社であるストライダーズには、平成29年から同社の株主優待制度に当社店舗の割引利用券を使用していただいております。また、同社はスリランカを中心とした東南アジアでの事業展開を行っており、当社の将来的な東南アジア展開を考慮し、親密な関係を継続しております。このような関係性において、第三者割当による迅速な資金調達を検討している段階で、9月上旬に田中正がMAGPの早川代表取締役と面談し、MAGPが投資案件等を模索している旨を協議した際、MAGPの早川代表取締役より、当社が株式又は新株予約権の発行により資本的資金調達を検討するのであれば、将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に引受けを検討したいとの意向をその場で頂きました。

また、田中正が、MAGPの早川代表取締役と9月上旬に面談した際に、MAGPの早川代表取締役よりPAL及びアドミラルの紹介を受けました。PALの代表者である林少新氏はMAGPの早川代表取締役と旧知の仲であり、林少新氏は香港で弁護士活動を行うとともに、企業投資及び不動産投資を行っております。また、林少新氏は日本企業への投資を目的にPALを香港で設立され、投資案件を模索されておりました。今般、同社の代表である林少新氏は、MAGPの早川代表取締役のご紹介により、田中正と10月上旬に面談し、その結果、当社の今後の事業展開及び東南アジアでの展開に関心を持たれ、併せて当社が株式又は新株予約権の発行により資本的資金調達を検討するのであれば、将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に当社の資金調達に協力するとともに、将来的な東南アジアへの展開において協業及び共同投資の可能性を模索したいとの要望を提示されました。アドミラルの木下玲子氏もMAGPの早川代表取締役とは旧知の仲であり、投資会社として運用先を模索されており、林少新氏同様に、MAGPの早川代表取締役のご紹介により、田中正と10月上旬に面談し、その結果、投資先として関心を持たれ、当社が株式又は新株予約権の発行により資本的資金調達を検討するのであれば、将来株式の売却により利益を得る純投資を目的に当社の資金調達に協力したいとの要望を提示されました。その後、MAGPの早川代表取締役より、当社資金調達予定額のすべてをMAGPが引き受けるが、そのうち、一部を各匿名組合員から調達した資金により賄いたい旨の要望を受け、当社はMAGPの早川代表取締役や各匿名組合員の代表者との面談及び協議の結果、投資対象分析力及び資金調達が十分であると認識しており、MAGPの資金調達方法に問題ないものと判断しました。

なお、MAGPは、平成28年7月13日払込期日による第三者割当（以下「前第三者割当」といいます。）の際に370,000株を引き受けておりますが、その後、平成29年4月4日に313,600株、平成29年5月1日に15,000株、平成29年8月7日に10,000株、平成29年11月6日に14,700株を売却した旨の報告を当社は受け、「第三者割当に係る株式譲渡報告書」を当社から株式会社東京証券取引所に提出しております。この売却に関しては、前第三者割当の際の株券等保有方針においてMAGPから示された、「当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する」との意向に沿って当社株式を売却したと考えており、売却した際には、都度速やかに、当社に当社株式売却の報告を受けております。前第三者割当におけるMAGPの保有方針は純投資であったこと、また、経営に介入する意思等はなかったこと、更に株式売却時において市場への大きな影響はなかったと当社が考えていることから、当社では割当予定先に、再度、MAGPを選定することに何ら問題はないと判断しております。

当社では、発行価額にディスカウントはあるものの、当社経営の自主性を保つことができ（当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨の意向を受けております。）、資金使途に関しても理解をいただき、将来、各匿名組合員との間の本件匿名組合契約に基づく場合を含め、MAGPが当社株式を売却する場合には当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を受けており、また、旧知の関係なので信頼性が高く、後述するような同社の資金状況や各匿名組合員との間の本件匿名組合契約に基づく匿名組合出資金の確保状況から払込金への不安がないことを踏まえ、確実に運転資金を確保したい当社の意向が実現する蓋然性が高いことを考慮し、割当予定先として選定いたしました。

## (3) 株式の希薄化による株主に対する影響

本第三者割当増資により発行される普通株式500,000株の議決権数は5,000個であり、これは、平成30年9月30日現在の発行済株式にかかる議決権の総数である117,559個を分母とする希薄化は4.25%に止まり、本第三者割当増資により発行される株式の希薄化による株主に対する影響は限定的であると認識しております。

当社では、本第三者割当増資を行うに際し、既存株主に及ぼす影響を以下のように考えており、その結果、本第三者割当増資を行うことにより、既存株主の皆様へのメリットが大きいと判断し、出席取締役全員の賛同のもと、当社取締役会は決議を行っております。

## (メリット)

- ・資本性の資金調達を行うことにより、増資による自己資本増強及び手元資金の増加によって金融機関との長期資金の借入交渉における優位性を確保すること等財務体質の強化が見込めます。これにより、自己資本が増加することに加え、当社の全ての金融機関借入をシンジケートローン契約によっている状況を、より機動的な資金調達の実行、財務コストの抑制等により、資金面においての経営の安定化が図れると判断しております。
- ・最近における当社株式の流動性や証券市場での認知度から勘案して、当社の状況下では、公募増資等広く投資家からの資金を調達することの成否が不明瞭であることから、確実性の高い資金調達が可能である第三者割当増資を選択することにより、事業資金を機動的に調達でき、今後の店舗改装に向けた投資が可能となります。
- ・割当予定先は、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を表明されており、本第三者割当増資の株式が市場へ及ぼす影響が極力抑えられるものと考えております。

## (デメリット)

- ・本第三者割当増資により500,000株の新株式を発行することで、既存株主の1株当たり利益並びに純資産の希薄化が生じます。
- ・本第三者割当増資後、割当予定先の議決権割合は0.14%から4.22%となり、限定的ではありますが、その他の既存株主の議決権割合が低下いたします。

## d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 500,000株

## e. 株券等の保有方針

MAGPの代表取締役であり親会社であるストライダーズの代表取締役会長早川良一氏及びMAGPが払込資金の一部を賄う匿名組合出資金を本件匿名組合契約に基づき出資する各匿名組合員の代表であるPAL林少新氏、アドミラル木下玲子氏から、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はない旨、更に、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を当社代表取締役会長兼CEO田中正との面談の際に、口頭にて表明していただきましたうえで、本第三者割当増資により発行する新株式のすべての割当予定先であるMAGPから、その旨の意向表明書を提出いただいております。

また、当社は、MAGPより、MAGPが払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を受領する予定であります。

なお、当社が本第三者割当増資にかかる有価証券届出書の効力発生後、MAGPとの間で締結する予定の引受契約には、MAGPが、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨及び将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を表明し保証する旨を規定する予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

MA G Pとの間で効力発生後締結する予定の引受契約において、払込期日に払込額を全額払い込むことが規定される予定です。

当社は、MA G Pの本第三者割当増資の払込みに要する資金につきましては、MA G Pの代表取締役であり親会社であるストライダーズの代表取締役会長早川良一氏から、そのうちの金130,000,000円については、親会社であるストライダーズからの借入資金（ストライダーズ取締役会にて平成30年11月14日MA G Pへの貸付承認決議予定）にて払込みを実施する旨、残額の金70,000,000円のうち、金66,500,000円については、PALとの間の本件匿名組合契約に基づきPALから匿名組合出資金として調達し、金3,500,000円については、アドミラルとの間の本件匿名組合契約に基づき匿名組合出資金としてアドミラルから調達する旨の説明を受け、次のとおり、本第三者割当増資の払込みに要する財産の存在について確認を行いました。

まず、ストライダーズは株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（証券コード9816）に上場しており、当社は、第54期有価証券報告書（平成30年6月22日提出）及び第55期第2四半期報告書（平成30年11月13日提出）に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、ストライダーズがMA G Pへの貸付けに必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

次に、PALの本件匿名組合契約に基づく匿名組合出資金の払込みに要する資金につきましては、当社は、中国光大銀行香港支店発行の残高証明書のコピーを入手し、十分な資金を有していることを確認しております。

さらに、アドミラルの本件匿名組合契約に基づく匿名組合出資金の払込みに要する資金につきましては、当社は、「みずほe-ビジネスサイト 残高一覧表」のコピーを入手し、十分な資金を有していることを確認しております。

そのうえで、MA G Pが各匿名組合員との間で平成30年11月14日に締結を予定している本件匿名組合契約の案を入手し、本件匿名組合契約が本第三者割当増資による新株式の引受を目的としていること、各匿名組合員が払込期日までにMA G Pに対して総額70,000,000円（PAL：66,500,000円、アドミラル：3,500,000円）の匿名組合への出資金払込義務を負っていることを確認するとともに、各匿名組合員から払込みを必ず実行することを約束する意向表明書を入手しております。

なお、上記、MA G Pのストライダーズからの借入及び各匿名組合員から匿名組合への出資の実行は本第三者割当増資にかかる取締役会決議日（平成30年11月14日）以後であることから、当社では、現時点においては、MA G Pが作成した残高予定一覧（ストライダーズからの借入及び各匿名組合員からの匿名組合出資の各実行後の払込期日時点の残高予定一覧）を入手し、本第三者割当増資の払込金総額がMA G Pにおいて払込期日までに確保される予定であることを確認するとともに、さらに、MA G Pから、引き受けるすべての当社株式、総額200,000,000円の出資の払込みを必ず実行することを約束する旨の意向表明書を入手しております。

上記を踏まえた結果、当社は、割当予定先からの払込みについて確実性があるものと判断しております。

## g．割当予定先の実態

割当予定先であるMA G Pはストライダーズの100%子会社であり、ストライダーズは株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（証券コード9816）に上場しております。ストライダーズが株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において、「当社、ストライダーズ・グループは「企業行動憲章」、「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然として対応を取ることを「社員行動規範」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に明記し、グループ全社に対して公開周知徹底を行っております。」との記載があることを確認し、ストライダーズ及びその役員・主要株主、MA G Pが反社会的勢力等には該当せず、また反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。また、MA G Pから、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び親会社の主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び親会社の主要株主が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先、当該割当予定先の役員又は当該割当予定先及び親会社の主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実がない旨の確認書の提出を受けることにより確認しており、当該確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

割当予定先であるMA G Pへの資金提供者である、PAL及びその代表者である林少新氏並びにアドミラル及びその代表者である木下玲子氏については、当社においても、イー・ガーディアン株式会社（東京都港区麻布十番一丁目2番3号）に調査を依頼し、同社より、民間の調査会社の有料データベース等のアクセス可能なオープンソースから広く広く情報を収集した結果、「反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、犯罪行為を含めた違法行為に関与した（または関与している）ことを示唆する情報はなかったこと及び重大な懸念点、問題事項もなかったこと」を確認した旨の調査報告書を受領しております。また、各匿名組合員から、当該匿名組合員、当該匿名組合員の役員又は当該匿名組合員及び親会社の主要株主（以下「当該匿名組合員等」といいます。）が、暴力団等である事実、暴力団等が当該匿名組合員等に関与している事実、当該匿名組合員等が資金提供その他行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当該匿名組合員等が意図して暴力団等と



交流を持っている事実がない旨の確認書の提出を受けることによりその旨をそれぞれ確認しており、当該確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先と協議の結果、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日の直前営業日である平成30年11月13日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である407円からディスカウント率1.7%である400円といたしました。

当社では、発行価額の算定にあたっては、できる限り恣意性を排除した客観的な株価に基づくことが重要であると認識しております。株式市場においては、通例、投資家による一定の投機的思惑の影響をうけつつも、各企業の資産内容、財務状況、収益力及び将来の業績見通しなどを考慮した企業の客観的価値が株価に反映されており、従って、本第三者割当増資にかかる取締役会決議日(平成30年11月14日)前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値には、その時点において市場で得られるすべての情報が反映され、企業の客観的価値が反映されているものと考えられます。よって、本第三者割当増資にかかる取締役会決議前日の当社普通株式の終値を基準として、割当予定先と発行価額の協議をいたしました。

最近6ヵ月における当社の株価は、平成30年9月25日に466円が最高値となりましたが、翌日株主優待券の権利落ちに起因すると予想される株価下落、平成30年10月における株価相場の下落局面を受け、平成30年10月30日の384円が最安値となっております。このような状況のもと、割当予定先との協議を10月中旬より開始し、割当予定先より当社普通株式の市場価格及び当社の最近の業績等を総合的に勘案したうえで、若干のディスカウントの要望があり、10月下旬に割当予定先と発行価額について協議を行い、その時点での最近1週間の終値平均414円、終値が400円台で推移していたことを考慮して、10月下旬に発行価額は400円と仮設定した場合、ディスカウント率は1~3%程度となるため、このディスカウント率を基準として交渉を進めた結果、上記発行価額での合意に至りました。

なお、本新株式の発行価額の上記取締役会決議日の直前営業日(平成30年11月13日)までの1ヵ月間(平成30年10月14日から平成30年11月13日まで)の終値平均409.6円に対するディスカウント率は2.3%、上記取締役会決議日の直前営業日(平成30年11月13日)までの3ヵ月間(平成30年8月14日から平成30年11月13日まで)の終値平均429.1円に対するディスカウント率は6.8%、上記取締役会決議日の直前営業日(平成30年11月13日)までの6ヵ月間(平成30年5月14日から平成30年11月13日まで)の終値平均434.1円に対するディスカウント率は7.9%となっております。

当該発行価額につきましては、「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日 日本証券業協会)の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、当該発行価額は割当予定先に特に有利でなく、本新株式の発行は有利発行には該当せず適法であるとの判断のもと、本新株式の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社のリブランドに伴う既存店舗の改装による設備投資資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性、選定した割当予定先と当社との関係、当社の株価推移を踏まえた割当予定先との発行価額決定方法を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、かつ、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を監査役全員から受けており、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行は、発行済株式総数12,058,900株にかかる議決権数117,559個（平成30年9月30日現在）に対し、本第三者割当増資による株式の総数500,000株にかかる議決権数5,000個の占める割合は4.25%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化が生じることとなります。

しかし、本第三者割当増資は、増資による財務体質の強化のために必要であり、また増資による調達資金を、売上高増加及び収益体質の更なる確立のための投資に充当し、更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることは、当社の株主価値の向上につながり、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

また、本第三者割当増資の割当予定先の保有方針は、将来株式の売却により利益を得る純投資の方針に基づき保有する意向を示しており、将来当社株式を売却する場合には、当社株式の流動性や市場動向等に可能な限り配慮しながら実施する旨の意向を受けております。なお、本第三者割当増資により割当予定先に割当てる本新株式500,000株につきましては、短期売却の可能性があり、仮に当該株式を1年間で売却した場合の1日当たりの売却株式数は2,033株（営業日246日と仮定）となります。これは、当社株式の過去1年間（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）における1日あたりの平均出来高58,171株の3.5%となるため、本第三者割当増資の株式が市場へ及ぼす影響が極力抑えられるものと考えております。

よって、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社椿台	大阪市中央区高麗橋1-7-7	3,046,600	25.92	3,046,600	24.86
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2-3-3	1,476,000	12.56	1,476,000	12.04
M & A グローバル・パートナーズ株式会社	東京都港区新橋5-13-5	16,700	0.14	516,700	4.22
尾家産業株式会社	大阪市北区豊崎6-11-27	370,000	3.15	370,000	3.02
KGI ASIA LIMITED-D&W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	FLAT J, 2/F, KA ON BUILDING8- 14 CONNAUGHT ROAD WEST, HK (東京都中央区日本橋3-11-1)	80,000	0.68	80,000	0.65
関門海福株会	大阪市西区北堀江2-3-3	72,400	0.62	72,400	0.59
田原 久美子	大阪市中央区	60,600	0.52	60,600	0.49
山口 旺子	大阪市中央区	51,950	0.44	51,950	0.42
山口 晴緒	大阪市中央区	51,950	0.44	51,950	0.42
田中 正	大阪市西区	36,400	0.31	36,400	0.30
本多 正嗣	大阪府羽曳野市	27,100	0.23	27,100	0.22
計		5,289,700	45.00	5,789,700	47.24

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年9月30日時点の株主名簿を基準に記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年9月30日時点の総議決権数(117,559個)に本第三者割当増資により増加する議決権数(5,000個)を加えた数を分母として算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

4. 当社は自己株式302,067株(発行済株式総数に対する割合2.50%)を保有しておりますが、大株主の状況には含めておりません。

5. 募集後の割当予定先であるM & A グローバル・パートナーズ株式会社の所有株式数及び割合に加算された本第三者割当増資により発行される新株式(500,000株)には、同社が各匿名組合員から本件匿名組合契約に

基づき調達した匿名組合出資金により払込が実行された新株式（175,000株）が含まれております。当該新株式を含め、同社の当社普通株式の保有目的は純投資とのことであり、将来売却する可能性があるとのことです。

6．上記株主のうち田原久美子は、当社の代表取締役社長兼ＣＯＯである山口久美子と同一人物であります。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

**第三部【追完情報】****1. 臨時報告書の提出について**

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成30年6月22日）以降、本有価証券届出書提出日（平成30年11月14日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成30年6月25日提出臨時報告書〕

**(1) 提出理由**

平成30年6月22日開催の当社第30期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

**(2) 報告内容****a. 当該株主総会が開催された年月日**

平成30年6月22日

**b. 当該決議事項の内容**

議案 取締役6名選任の件

取締役として、田中正、山口久美子、本多正嗣、大村美智也、炭本健、松下義行を選任する。

**c. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果**

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案					
田中 正	72,198	536	0	(注)	可決（97.15%）
山口 久美子	72,214	520	0		可決（97.17%）
本多 正嗣	72,234	500	0		可決（97.20%）
大村 美智也	72,237	497	0		可決（97.20%）
炭本 健	72,164	570	0		可決（97.10%）
松下 義行	72,079	655	0		可決（96.99%）

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

**d. 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由**

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

## 2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成30年11月14日）までの間において、変更事項はありません。

### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第30期	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月22日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第31期第2四半期	自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日	平成30年11月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月22日

株式会社 関門海

取締役会 御中

### 監 査 法 人 や ま ぶ き

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 岡 朋 晃	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平 野 泰 久	印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関門海の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社関門海が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成30年6月22日

株式会社 関門海

取締役会 御中

## 監査法人 やまぶき

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西岡朋晃	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平野泰久	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関門海の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

株式会社関門海  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき

指定社員 業務執行社員	公認会計士	平野 泰久	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	若林 準之助	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社関門海の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社関門海及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。